

一定の公職にある者等からの職務に関する働きかけについての取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一定の公職にある者等から、職務の公正な執行を損なうおそれのある不当な働きかけを受けた場合の取扱いについて必要な事項を定めることにより、県職員の職務執行における公正の確保及び透明性の向上を図り、もって県政に対する信頼を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 県職員 知事、副知事並びに知事部局、議会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査事務局、選挙管理委員会及び海区漁業調整委員会事務局に所属する職員をいう。
- (2) 部局等 知事部局の各部及び局、議会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査事務局、選挙管理委員会並びに海区漁業調整委員会事務局をいう。
- (3) 一定の公職にある者等 次に掲げる者（その代理人を含む。）をいう。
 - ア 国会議員、大分県議会議員及び県内市町村議会の議員（当該職にあった者及び秘書を含む。）
 - イ 県内市町村の長（当該職にあった者及び秘書を含む。）
 - ウ 各種団体の役員
 - エ 県職員であった者
- (4) 不当な働きかけ 県職員に対し、次に掲げる職務上の行為に関し、特定の者が有利又は不利となるような取扱いをするなど職務の公正な執行を損なうおそれのある行為（特定の者に事前に通知することを含む。）をするよう働きかけることをいう。
 - ア 売買、貸付、賃借、請負、委託及び損失補償の契約に関すること。
 - イ 県職員（臨時的任用職員及び非常勤職員を含む。）の採用、昇任及び転任に関すること。
 - ウ 資格試験に関すること。

(説明等)

第3条 県職員は、一定の公職にある者等から、不当な働きかけを受けた場合は、当該不当な働きかけの撤回を促すものとする。この場合において、当該不当な働きかけが地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第1項、第4項及び第5項並びに職員の退職管理に関する条例（平成28年大分県条例第5号）第2条の規定に違反すると認められるときは、法第38条の2第7項の規定に基づき人事委員会に届け出るものとする。

2 前項の場合において、不当な働きかけが撤回されないときは、相手方に対し、当該不当な働きかけの内容を記録すること及び当該記録は大分県情報公開条例（平成12年大分県条例第47号）に基づく公開請求の対象となり原則として公開されることについて説明するものとする。

(記録及び報告等)

第4条 県職員は、前条第2項の規定による説明をしたときは、記録票(別記様式)を作成し、所属長(当該県職員が所属する課、局、所若しくは室の長又は地方機関の長をいう。以下同じ。)に提出するものとする。

2 前項の規定により記録票の提出を受けた所属長は、その内容を部局等の長に報告するとともに、当該記録票を総務部行政企画課長に提出するものとする。

3 総務部行政企画課長は、前項の規定により記録票の提出を受けたときは、必要に応じて当該不当な働きかけの内容に係る事務を所管する課(局、所、室)又は地方機関の長に、その内容を報告するものとする。

(公表)

第5条 総務部長は、不当な働きかけの件数及びその概要について、毎年度分を取りまとめて県庁ホームページ等において公表するものとする。

2 記録票について大分県情報公開条例に基づく公開請求があったときは、総務部行政企画課長が公開の可否の決定等を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成20年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

記 録 票

		作成年月日	年	月	日
		作成所属			
相手方	住所				
	氏名				
	役職名等				
働きかけ日時		年	月	日	時 分 ～ 時 分
働きかけの方法 及び場所		方法：1 口頭 2 電話 3 その他（ ） 場所：（ ）			
働きかけを受けた職員 （所属・職氏名）					
記 録 者 （所属・職氏名）		※働きかけを受けた職員と記録者が異なる場合のみ記載			
働きかけの内容					
対 応 状 況					
備 考					
記録票公開に 係る説明状況					